

平成18年度

「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」

公募要領

実施計画書受付期間

平成18年4月19日（水）～平成18年5月19日（金）17時（必着）

※事前相談等は、各経済産業局（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局。）にて、
上記期間前であっても受け付けます（事前に予約してください。）。

受付先及び問い合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

平成18年3月

経済産業省

関東経済産業局

はじめに

エネルギー需給構造の脆弱な我が国では、エネルギーセキュリティー、すなわちエネルギーの安定供給が政策の最重要課題とされてきました。

また近年ではこれに加え、環境負荷の低いエネルギーの開発・普及が求められており、平成17年2月に発効した京都議定書では、二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量を2008年から2012年までの第1約束期間中に1990年レベルから6%削減することとされています。

こうしたエネルギー・環境問題への対策の一環として、新たな環境に対する負荷が少ないバイオマスや雪氷のエネルギー利用を初めとする新エネルギーの導入が有効とされており、一定の潜在的な導入量が見込まれているところです。

これまで我が国では、平成9年4月に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」を制定、平成14年1月には新エネ法の政令改正を行い、バイオマス及び雪氷熱を新エネルギーとして新たに追加したほか、平成14年5月には「電気事業者に対する新エネルギー等の利用に関する法律（RPS法）」を制定するなど、新エネルギーの導入促進に関する法制度の整備に努めてきたほか、技術開発、実証試験等に対する財政支援や税制・融資制度の創設等、多岐にわたる導入支援策を講じてきたところです。

この成果もあり、木質系バイオマスを燃料とする熱・発電利用、家畜糞尿や食品廃棄物から得られるバイオガスの燃料利用、公共施設等における雪氷熱の冷房利用など、各地域においてバイオマス等未活用資源のエネルギー利用が拡がりを見せつつありますが、資源の収集・運搬コスト、エネルギー転換効率等、主に経済性に関する課題から、本格的な導入普及段階にまで至っていないのが現状です。

このため本事業では、バイオマス及び雪氷のエネルギー利活用に関する調査事業に対する財政支援を行うことにより、今後のバイオマス等未活用エネルギーの本格的な導入を促進させ、新エネルギーの導入目標達成、ひいては石油代替エネルギーの開発・普及に資することを目的としています。

またバイオマス等の利活用においては、地域特性に応じた利用システムの構築が重要となることから、本事業の公募、審査、採択等を各経済産業局（沖縄県においては内閣府総合事務局）の管轄区域ごとに行うこととしています。

I バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業について

1 事業内容

(1) 事業の概要

地域に賦存するバイオマス及び雪氷（以下「バイオマス等」といいます。）のエネルギー利活用事業について、事業化に際し必要なデータの収集・分析等を行うフィージビリティスタディ（事業化可能性調査）事業に対して補助するものです。

なお、「バイオマス・ニッポン総合戦略」における「バイオマスタウン構想」に基づき行われるバイオマスエネルギー利活用事業については、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用が期待できることに鑑み、応募枠を別に設けることとしています。

（以下、バイオマスタウン構想に基づくエネルギー利活用事業のFS事業の応募枠を「バイオマスタウン枠」、それ以外の応募枠を「一般枠」といいます。）

※バイオマスタウンとは

平成14年12月27日に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」において設定された具体的目標として「地域的観点からの目標として、廃棄物系バイオマスを炭素量換算で90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で40%以上利活用するシステムを500程度構築する」ことが掲げられました。

また78の具体的行動計画の一つとして、「バイオマス・リファイナリーの本格的導入を加速化するため、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を関係府省が一体となって検討を開始」することとされました。

これらを受け、平成16年3月に開催された「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」にて関係府省が合意した「バイオマスタウン構想基本方針」において、バイオマスタウンを「域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域」として定義されました。

そして平成16年8月よりバイオマスタウン構想の募集が開始され、平成18年2月末時点において、計35件の構想が公表されています。

(2) 対象事業者

①一般枠

自らがバイオマス等のエネルギー利活用事業を将来的に展望している民間企業、地方公共団体、地方公共団体が出資・出捐をおこなう法人、公益法人、特定非営利活動法人、法人格を有する協同組合が対象となります。

②バイオマスタウン枠

バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下「市町村等」という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利活用事業を将来的に展望している市町村等が対象^{※1、2}となります。

※1：複数市町村等の共同実施についても「バイオマスタウン枠」への申請を認めますが、その場合は代表となる市町村等による申請を行ってください。

※2：市町村等と市町村等以外の者との共同実施についても、「バイオマスタウン枠」への申請を認めますが、その場合は必ず代表者を市町村等としてください。

(3) 対象事業（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

以下に例示するバイオマス等未活用エネルギー事業の実施に際して必要なデータの収集・蓄積・分析やエネルギー利用システムに関する調査事業が対象となります。

但し、単なる資源の賦存量調査やエネルギー転換・利用設備の性能調査を行うだけの調査事業は対象となりません。

エネルギー利活用事業の事業化のために必要な関連データであることを要します。

○バイオマス及び雪氷の賦存量・利用可能量調査、資源の収集・運搬に係る経済データ、社会システム上の特質・課題等。

○エネルギー変換システムの変換効率、環境特性、運用パターン等の運転特性に関わるデータ、運転経費、保守経費等の経済データ、経年劣化等データの特質・課題等。

○エネルギー利用に関する利用率、利用方法等に関わる運用データや外部供給とのコスト比較データの特質・課題等。

○地域関係者との連携に関わる現状や課題。

エネルギー種別	エネルギー利用システム
バイオマスエネルギー※1	<ul style="list-style-type: none"> ○直接燃焼による熱利用・発電利用システム ○熱分解ガス化による熱利用・発電利用システム ○生物化学的変換技術による熱利用・発電利用システム ○バイオマス由来燃料（固体・液体・気体）製造・利用システム ○その他、地域におけるバイオマス由来の諸問題の解決や地域経済の活性化に資すると見込まれるエネルギー利用システム
雪氷熱※2	<ul style="list-style-type: none"> ○貯雪庫に直接雪氷を搬入し熱利用を行うシステム ○利雪用雪堆積場（スノーマウンド）を造成し熱利用を行うシステム ○アイスシェルターを設置し熱利用を行うシステム ○ヒートパイプによって構築した人工凍土を熱源として熱利用を行うシステム ○その他、地域における雪氷由来の諸問題の解決や地域経済の活性化に資すると見込まれる熱利用システム

※1：バイオマスエネルギーの定義

動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれから製造される製品を除く。）

又はこれを原材料としたエネルギー。

※2：雪氷熱の定義

雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱。

(4) 補助対象範囲（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

①人件費

研究員、調査員及び補助人員の人件費

②調査費（※外部への委託費用も含まれます。）

調査分析費、計算機使用料、計測・分析機器の購入費

※具体的な調査例

○バイオマス等資源の利用可能性調査

賦存地域調査、賦存量・利用可能量調査

- 収集・搬送計画調査
搬送ルート調査、貯蔵手法調査、関連法令調査
- エネルギー転換・利用設備に関する調査
設備性能調査、コスト調査
- 採算性検討
- 住民意識調査
地域連携に係る意識調査
- 資料購入費
- 函面等資料作成費
- 調査員旅費

③諸経費

- 委員会費等
検討委員会を設置して調査事業を進める場合の会議費、委員謝金・旅費等
- 諸経費
報告書作成費、通信運搬費
- 一般管理費
間接部門の人件費等※
※直近の決算報告書等に基づく、一般管理費率を上記の総額に乗じたもの。
(上限10%。但し、地方公共団体は補助対象としない。)

なお、上記①～③の全てを外部へ委託することは認めないものとします。

(5) 補助率等（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

補助率：定額（但し、概ね1,000万円を上限）

なお、補助金の交付に当たっては、申請額から減額して交付することがあります。

II 補助事業制度について

本事業の事務手続きについては、「バイオマス等未活用エネルギー実証試験費補助金（バイオマス等未活用エネルギー事業調査）交付要綱（以下「要綱」という。）」に基づき行っていただきます。

以下に、要綱の概要及びその他の留意点についてまとめましたので、本事業の活用にあたっては、要綱及び以下の事項を熟読いただき、趣旨に御同意の上、応募等頂きますようお願いいたします。

1 公募情報

経済産業省、各経済産業局のホームページに掲載

2 応募方法（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県に賦存するバイオマス等について、本事業の補助金交付を希望する事業者は、担当窓口（関東経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課）あてへ当該事業の実施計画書を正1写10部、添付資料11部、電子媒体1部を提出していただきます。

実施計画書の作成にあたっては、様式1～5のとおり御作成ください。

なお、提出された実施計画書の内容等について、電話等による問い合わせ、追加資料の提出、実施計画書に関するヒアリング等を求める場合がありますので、予め御了承ください。

（1）提出書類について

①実施計画書

正1部、写10部の計11部御提出ください。

②実施計画書の電子媒体

フロッピーディスク、コンパクトディスク等に実施計画書を保存したものを併せて御提出ください。なお計画書は一太郎又はワード形式にて御作成ください。

③実施計画書受理票（様式5）

担当窓口が実施計画書を受理した旨を証明する書類です。

④添付書類

実施計画書とともに以下の書類を作成・添付してください。

なお、各添付書類は可能な限りA4版サイズとなるよう適宜大きさを揃えてください。

ア) 事業者の経歴・組織等に関する説明書：11部

企業の概要パンフレット等

イ) 直近2年の営業報告書：各11部

※地方公共団体の場合は不要です。

ウ) 登記簿謄本：11部

※11部ともコピーで可。また地方公共団体の場合は不要です。

エ) 他の補助金との関係（様式は任意）

本事業と関係する事業で、国・地方公共団体等の補助金等を受けている又は予定がある場合はその補助金等の内容を記載してください。

（2）提出先

調査対象バイオマス等の賦存する都道府県を管轄する局となります。（同一又は類似する事業計画を複数の局へ同時に申請する事はできません。）

なお、賦存区域が複数の局にまたがる場合は、バイオマス等の賦存量又は賦存範囲のい

ずれか合理的に見積もることが出来る計測方法で、その量の多い区域を申請局とします。

(3) 実施計画書の受理等について

①応募資格を有しない者又は実施計画書等に不備がある場合には受理できません。

実施計画書等の不備について関東経済産業局より指示又は連絡を受けた場合には、指定された期限まで（公募締切日より1週間を超えない範囲）に整備しなければなりません。

なお、指定期限内の整備ができない場合は提案を無効とさせていただきます。（その場合は提出書類を返却いたします。）

②実施計画書等に不備がなく関東経済産業局が受理した場合は提案受理票を発行いたします。

提出された実施計画書等は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

また、受理された実施計画書については返却いたしませんので、予め御了承ください。

3 補助事業の採択について

(1) 審査方法（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

審査については、関東経済産業局内に設置される審査委員会において行います。

審査委員会では、資源エネルギー庁が定める審査基準等に基づき審査を行い、採択者を決定します。

また審査に際しては、必要に応じて別途追加資料の提出等を依頼する場合がありますので予め御了承ください。

なお、審査委員会は非公開で行われ、審査の経過等に関する問い合わせには応じないこととします。

(2) 審査基準等について

以下の審査項目に基づき、一般枠、バイオマスタウン枠とも一括して審査を行います。

但し、バイオマスタウン枠については、一般枠の審査項目（①～⑥）に加え、加点項目として「⑦バイオマスタウン構想の具体性、構想における調査対象事業の位置づけ」を設けることとしています。

◆一般枠・バイオマスタウン枠共通審査項目

番号	審査項目	内 容
①	事業者の適格性	F S事業を行う上で適切な実施体制及び財政基盤を有していること。
②	事業実施による普及性	F Sの実施を通じて、他の当該エネルギー利用への寄与効果が高いと見込まれること。
③	事業実施の確実性	F S事業の実施が確実かつ合理的であること。
④	調査対象事業の事業化可能性	調査対象としているエネルギー利活用事業について、F S事業実施後における事業化可能性が高いと見込まれること。
⑤	地域性	地域に賦存するバイオマス等資源を活用し、地域社会が抱えるバイオマス等由来の諸問題の解決や地域経済の活性化に資すると見込まれること。
⑥	調査対象事業の新規性 (加点項目)	調査対象としているエネルギー利活用事業について新規な取り組みが認められること。

◆バイオマスタウン枠のみに関する審査項目

番号	審査項目 (加点項目)	内 容
⑦	バイオマスタウン構想の具体性、構想における調査対象事業の位置づけ	バイオマスタウン構想を公表済みである、もしくは未公表だが申請することが確実であり、かつ調査対象事業であるエネルギー利活用事業が当該構想における全体計画の中に位置づけられていること。

4 補助金の交付申請・交付決定 (一般枠・バイオマスタウン枠共通)

採択事業に決定した事業者は、採択通知を受領した後、概ね2週間以内に、補助金交付申請書を関東経済産業局長あてに提出していただきます。

その際、補助対象となる費用は原則として、平成18年度内に行われる事業で、かつ当該年度中に支払が完了するものに限ります。

5 事業の開始 (一般枠・バイオマスタウン枠共通)

事業者は関東経済産業局長からの交付決定を受けた後に初めて事業の着手(事業に係る契約の締結を含む。)が可能となります。

6 実績報告及び確定検査 (一般枠・バイオマスタウン枠共通)

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは平成19年4月10日(火)のいずれか早い日までに実績報告書を関東経済産業局長あて提出していただきます。

また、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は補助事業等遅延報告書を関東経済産業局長あて提出し、その指示を受けなければなりません。

関東経済産業局長は事業者から実績報告書が提出された時は、書類審査及び現地調査等(確

定検査)を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められた時に交付すべき補助金額を確定し、事業者へ通知します。

なお、確定検査を行うに当たって事業者へ用意いただく書類は交付決定時に別途御連絡いたします。

7 補助金の支払い（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

事業者には、関東経済産業局長から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただき、その後に関東経済産業局から補助金が支払われます。

但し、必要と認められる場合には上記の方法によらず、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

8 補助事業者の義務（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止ないし廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 外部委託を行う場合は、交付要綱の各条項を内容とする契約を締結するとともに、速やかに関東経済産業局長あてに報告（委託契約書の写し）をしなければなりません。
- (3) 補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 交付年度終了後の5年間、補助事業に関する調査の協力をしなければなりません。
- (5) 交付申請に当たっては、当該補助金にかかる「消費税仕入控除額（※）」を減額して申請しなければなりません。

但し、申請時において当該控除額が明らかでない場合については、そのまま申請し、控除額が確定次第、速やかに関東経済産業局長あてに報告し、指示に従わなければなりません。

※消費税仕入控除額について

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付金と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしており、この消費税相当額を仕入控除額といいます。

- (6) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証票等を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

また取得価格並びに効用の増加価額が50万円以上の取得財産においてはその処分が制限されます。

(7) その他（一般枠・バイオマスタウン枠共通）

- ①補助事業の進捗状況確認のため、関東経済産業局が実地検査に入ることがあります。
- ②補助事業年度終了後、その成果、事業実施後の状況等について年1回程度の報告を依頼する場合があります（終了後5年間に限ります。）。
また事業成果等について公表する場合があります。
- ③補助事業年度終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ④補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反した場合、補助金の交付取消、変換、不正内容の公表等を行うことがあります。

Ⅲ 年間スケジュール

- 1 公募期間
平成18年4月19日(水)～平成18年5月19日(金) 17:00(必着)
- 2 審査期間
平成18年5月下旬～6月上旬
- 3 審査結果の通知
平成18年6月中旬
- 4 補助金交付決定申請手続
平成18年6月下旬～7月上旬
- 5 調査事業開始
平成18年7月中旬～下旬

Ⅳ 本事業全般に関する問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー対策課
TEL: 03-3501-4031 FAX: 03-3501-1365

Ⅴ 管轄経済産業局等一覧

- 1 北海道
〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課
TEL: 011-709-0721 FAX: 011-726-7474
- 2 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー課
TEL: 022-263-1207 FAX: 022-213-0757
- 3 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
TEL: 048-600-0363 FAX: 048-601-1297
- 4 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
TEL: 052-951-2775 FAX: 052-951-9801
- 5 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
TEL: 06-6966-6043 FAX: 06-6966-6089

- 6 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課
TEL : 082-224-5713 FAX : 082-224-5649
- 7 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
〒760-8512 高松市番町 1-10-6
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
TEL : 087-831-3278 FAX : 087-862-7048
- 8 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
TEL : 092-482-5475 FAX : 092-482-5962
- 9 沖縄県
〒900-8530 那覇市前島 2-21-7
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課（石油・エネルギー対策統括官）
TEL : 098-866-0068 FAX : 098-860-3710